

第93回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

日時：平成29年6月28日（水曜日）
午前10時

会場：ワールド記念ホール
神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2

※裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

議決権行使期限：平成29年6月27日（火曜日）
午後5時30分

目 次

第93回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	29
第2号議案 取締役全員任期満了につき 14名選任の件	30
第3号議案 監査役2名選任の件	39
第4号議案から第25号議案まで 株主からのご提案	41
議決権の行使についてのご案内	61
株主総会会場ご案内	裏表紙

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役会長 八 木 誠

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、61頁から62頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2
ワールド記念ホール

3. 目的事項 報告事項

- 1.平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案(第1号議案から第3号議案まで)〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役全員任期満了につき14名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

〈株主(36名)からのご提案(第4号議案から第9号議案まで)〉

- 第4号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第5号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第6号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第7号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第8号議案 定款一部変更の件 (5)
- 第9号議案 定款一部変更の件 (6)

〈株主(107名)からのご提案(第10号議案から第16号議案まで)〉

- 第10号議案 剰余金処分の件
- 第11号議案 取締役解任の件
- 第12号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第13号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第14号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第15号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第16号議案 定款一部変更の件 (5)

〈株主(2名)からのご提案(第17号議案から第20号議案まで)〉

- 第17号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第18号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第19号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第20号議案 定款一部変更の件 (4)

〈株主(1名)からのご提案(第21号議案から第24号議案まで)〉

- 第21号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第22号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第23号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第24号議案 定款一部変更の件 (4)

〈株主(1名)からのご提案(第25号議案)〉

第25号議案 定款一部変更の件

〔上記の会社提案(第1号議案から第3号議案まで)および株主からのご提案(第4号議案から第25号議案まで)にかかる議案の内容等は29頁から60頁に記載のとおりであります。〕

以 上

-
- ・ 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>)に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ・ 上記の事項につきましては、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kepco.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

平成28年度の当社グループは、エネルギー新時代における成長を目指して「関西電力グループ中期経営計画(2016-2018)」を策定し、「総合エネルギー事業の競争力強化」、「新たな成長の柱の確立」、「グループ基盤の強化」を着実に推進しました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、情報通信分野などの売上高が増加しましたが、電気事業において、総販売電力量の減少や燃料費調整単価の低下などにより電灯電力料収入が減少したことなどから、売上高(営業収益)は3兆113億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を2,273億円下回り、3兆681億円となりました。一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、電気事業において、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて1,817億円減少し、2兆8,720億円となりました。この結果、経常利益は1,961億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,407億円となりました。

当年度の期末配当については、業績が2期連続の黒字となり、毀損した財務体質が改善しつつあることや、平成29年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、1株当たり25円といたしたいと存じます。

事業別の業績については、次のとおりであります。

a. 電気事業

再稼働を目指している原子力プラントのうち、高浜発電所3、4号機については、昨年3月に大津地方裁判所が運転差止めの仮処分決定を行いました。本年3月に大阪高等裁判所保全抗告審において本決定が取り消され、本年4月には運転再開について福井県に報告いたしました。今後とも、安全を最優先に、立地地域をはじめ社会のみなさまのご理解を賜わりながら、再稼働を着実に進めてまいります。

大飯発電所3、4号機については、引き続き、国の審査等に的確に対応してまいります。

原子力プラントの運転期間延長申請については、高浜発電所1、2号機は昨年6月、美浜発電所3号機は昨年11月にそれぞれ60年までの運転期間延長の認可をいただきました。

なお、美浜発電所1、2号機については、昨年2月に廃止措置計画の認可申請を行い、本年4月に認可をいただきました。

当年度の総販売電力量は、夏場の気温が前年に比べて高く推移し、冷房需要が増加したものの、契約電力が減少したことなどから、1,215億キロワット時と前年度に比べて4.7%の減少となりました。その内訳を見ますと、「電灯」については、436億9千万キロワット時と前年実績を0.8%下回りました。また、「電力」についても、778億1千万キロワット時と前年実績を6.8%下回りました。

売上高については、総販売電力量の減少や燃料費調整単価の低下などにより電灯電力料収入が減少したことなどから、前年度に比べて2,391億円減少し、2兆5,565億円となりました。

一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、前年度よりも燃料価格が下落したことや為替が円高で推移したことに伴い、火力燃料費が減少したことなどから、営業費用が減少しました。この結果、営業利益は1,652億円となりました。

b. ガス・その他エネルギー事業

売上高については、ガス事業においてガス販売価格が低下したことなどから、前年度に比べて110億円減少し、932億円となりました。

この結果、営業利益は前年度に比べて92億円減少し、60億円となりました。

c. 情報通信事業

売上高については、F T T Hサービス「e o光」や携帯電話サービス「mineo（マイネオ）」、電力小売サービス「e o電気」の加入者が拡大していることなどから、前年度に比べて108億円増加し、1,856億円となりました。

一方、支出面では、「mineo」および「e o電気」の加入者獲得に向けた販売促進費等の営業費用が増加したものの、営業利益は前年度に比べて21億円増加し、194億円となりました。

d. その他の事業

売上高については、グループ事業をサポートする会社の積極的な営業展開に伴う工事受注の増加などから、前年度に比べて48億円増加し、1,758億円となりました。

一方、支出面では、グループ事業をサポートする会社において発電所の定期検査工事等の費用が減少したことや、不動産事業における償却費用の減少などから、営業費用が減少しました。

この結果、営業利益は前年度にくらべて15億円増加し、253億円となりました。

(2) 対処すべき課題

電力の小売全面自由化に続き、本年4月にはガスの小売が全面自由化され、エネルギー事業が本格競争時代に入中、当社グループは、競争に打ち勝ち、さらなる成長を遂げるため、昨年4月に策定した「関西電力グループ中期経営計画（2016-2018）」を実行してまいりました。平成29年度は、計画進捗状況と経営環境の変化を踏まえて策定した「中期経営計画達成に向けた重点取組み（2017）」を中心に事業活動を推進してまいります。

中期経営計画達成には、お客さまや社会のみなさまからの信頼の源泉となる安全の確保が前提であり、改めて「安全最優先の全う」に徹底して取り組んでまいります。

そのうえで、原子力プラントの安全管理に万全を期し、立地地域をはじめ社会のみなさまのご理解を賜わりながら、高浜発電所3、4号機の再稼働を着実に進めるとともに、大飯発電所3、4号機の再稼働に向けた国の審査等に的確に対応し、これらの本格運転後には速やかに電気料金の値下げを実施いたします。

さらに、総合エネルギー事業において、電気にガスやグループサービスを組み合わせたトータルエネルギー提案活動を強化・推進することや、国際事業および情報通信・不動産等のグループ事業の積極的展開による収益拡大に取り組んでまいります。

あわせて、コスト構造改革の加速・深掘りの徹底、さらなる原子力プラントの早期再稼働などにより競争力を強化してまいります。

また、電力システム改革における健全な競争のしくみと電力の安全・安定供給の両立や送配電事業の法的分離に向けた具体的な体制検討など、将来の成長に向けた経営基盤の整備を進めてまいります。あわせて、厳しい競争を勝ち抜くために、従業員の誰もが生産性を高め、健康で生き活きと活躍し、新たな価値創造を促進する働き方改革と健康経営の一体的推進に取り組んでまいります。

当社グループは、これらの施策を実行し、安全最優先と社会的責任の全うを基軸とした経営の実践により、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

電気事業	2,279億円
ガス・その他エネルギー事業	284億円
情報通信事業	435億円
その他の事業	489億円
内部取引消去	△ 47億円
設備投資総額	3,440億円

b. 主な設備の新增設工事等

		発 電 設 備	送 変 電 設 備
完 成	増設	—————	北摂変電所 (1,000,000kVA)
	新設	—————	金剛変電所 (2,000,000kVA)
継続中	設備更新	[水 力] 丸山発電所 (151,000kW)	—————

(4) 資金調達の状況

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
1,800億円	2,597億円

b. 借入金

借 入 額	返 済 額
5,405億円	6,993億円

c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
3,800億円	2,660億円

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度 (第90期)	平成26年度 (第91期)	平成27年度 (第92期)	平成28年度 (当期)
売上高 (営業収益)	33,274億円	34,060億円	32,459億円	30,113億円
経常利益	△1,113億円	△1,130億円	2,416億円	1,961億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△ 974億円	△1,483億円	1,408億円	1,407億円
1株当たり当期純利益	△ 109.01円	△ 166.06円	157.59円	157.58円
総 資 産	77,775億円	77,433億円	74,124億円	68,531億円

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」等を適用したことにより、平成27年度から「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 平成25年度は、電気料金の値上げなどにより売上高は増加しましたものの、燃料価格の上昇や原子力発電所の稼働率の低下などにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
3. 平成26年度は、原子力プラントが稼働しなかったことにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
4. 平成27年度は、電気料金の値上げを行ったものの、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。
5. 平成28年度は、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ケイ・オプティコム	330.0億円	100.0%	電気通信事業（個人向けインターネット接続サービス、法人向け通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス、電気事業
関電不動産開発株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
株式会社日本ネットワークサポート	4.1	80.5	配電資機材の製造、販売
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
株式会社ニュージェック	2.0	84.0	土木・建築等に関する調査・設計・工事監理
株式会社関電パワーテック	1.0	100.0	火力・原子力発電設備の運転・保守管理、産業廃棄物の処理・再生利用、石炭灰・資機材等の販売
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
関電システムソリューションズ株式会社	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
株式会社環境総合テクノス	0.8	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事
関電サービス株式会社	0.7	100.0	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社関電 L & A	0.3億円	100.0%	リース、自動車整備、保険代理店
Kansai Electric Power Australia Pty Ltd	4.25 (億オーストラリアドル)	100.0	オーストラリアにおける プルート LNG プロジェクトの開発・操業・管理
*日本原燃株式会社	4,000.0	16.6	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、 廃棄物物理設事業
*株式会社きんでん	264.1	33.7	電気・情報通信・環境関連工事
*株式会社エネゲート	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、 修理、取替および電気制御機器の製造、販売
* San Roque Power Corporation	0.18 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

(注) 1. 不動産事業の強化を図るため、平成28年4月1日に不動産事業関連会社6社（関電不動産株式会社、MID都市開発株式会社、MIDファシリティマネジメント株式会社、関電ビルマネジメント株式会社、アーバンサービス株式会社、MIDプロパティマネジメント株式会社）を、「開発」、「ビル管理」、「マンション管理」、「ビル運営」といった機能別の4社（関電不動産開発株式会社、関電ファシリティーズ株式会社、関電コミュニティ株式会社、関電プロパティーズ株式会社）に再編しました。

2. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て子会社であります。
3. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、電気やガス、ユーティリティサービスなどの総合的なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー・送配電事業」、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」、不動産関連サービスや生活関連サービスの提供を行う「不動産・暮らし事業」等の事業を展開しております。

(8) 主要な事業所等

a. 当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）

(b) 発電所

区 分	発電所名	所在地
水力発電所 (出力100,000 k W以上)	喜撰山	京都府
	奥吉野	奈良県
	大河内、奥多々良木	兵庫県
	木曽、読書	長野県
	丸山、下小鳥	岐阜県
	新黒部川第三、音沢、 黒部川第四	富山県
火力発電所 (出力1,000,000 k W以上)	堺港、南港、多奈川第二	大阪府
	舞鶴	京都府
	海南、御坊	和歌山県
	姫路第一、姫路第二、 相生、赤穂	兵庫県
原子力発電所	美浜、高浜、大飯	福井県
太陽光発電所 (出力10,000 k W以上)	堺太陽光	大阪府

b. 重要な子会社の本店所在地

会 社 名	本店所在地
株式会社ケイ・オプティコム	大阪府大阪市
株式会社関電エネルギーソリューション	
関電不動産開発株式会社	
株式会社かんでんエンジニアリング	
株式会社日本ネットワークサポート	
関電プラント株式会社	
株式会社ニュージェック	
株式会社関電パワーテック	
関電ファシリティーズ株式会社	
関電システムソリューションズ株式会社	
株式会社環境総合テクノス	
関電サービス株式会社	
株式会社関電L & A	
Kansai Electric Power Australia Pty Ltd	オーストラリア西オーストラリア州パース市

(9) 使用人の状況

区 分	使用人数	前年度末比増減
電気事業	19,533名	- 381名
ガス・その他エネルギー事業	527	- 26
情報通信事業	3,217	- 41
その他の事業	9,389	25
合 計	32,666	- 423

(注) 使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	4,573億円
株式会社みずほ銀行	2,706
株式会社三井住友銀行	2,387
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,313
三井住友信託銀行株式会社	1,346
日本生命保険相互会社	2,050

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 30万6,169名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
大阪市	83,748千株	9.37%
日本生命保険相互会社	34,328	3.84
神戸市	27,351	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	25,351	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	24,118	2.70
関西電力持株会	19,879	2.22
株式会社みずほ銀行	17,378	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	14,993	1.68
MSIP CLIENT SECURITIES	14,647	1.64
高知信用金庫	13,796	1.54

(注) 出資比率は、自己株式 (45,031,335株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
*取締役会長	八 木 誠		日立造船株式会社社外監査役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社社外取締役
*取締役社長	岩 根 茂 樹		田辺三菱製薬株式会 社社外取締役
*取締役 副社長執行役員	豊 松 秀 己	原子力事業本部長	株式会社きんでん社 社外監査役
*取締役 副社長執行役員	香 川 次 朗	お客さま本部長、地域 エネルギー本部長 再生可能エネルギー 事業戦略室担当 業務全般	関西エアポート株式 会社社外取締役
*取締役 副社長執行役員	土 井 義 宏	電力流通事業本部長 行為規制担当 業務全般	
*取締役 副社長執行役員	八 嶋 康 博	広報室担当、立地室担 当	株式会社きんでん社 社外監査役
*取締役 副社長執行役員	森 本 孝	経営企画室、総合エネ ルギー企画室 中間貯蔵推進担当	東洋テック株式会社 社外取締役
取締 役員 常務執行役員	杉 本 康	調達本部長 原子燃料サイクル室 担当（サイクル事 業）、経理室担当	

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	勝 田 達 規	総務室担当、経営監査室担当	
取締役 常務執行役員	湯 川 英 彦	国際事業本部長	KPIC Netherlands B.V.取締役
取締役 常務執行役員	井 上 富 夫	人財・安全推進室担当	株式会社かんでんエル ハート取締役社長 社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長
取締役 常務執行役員	大 石 富 彦	水力事業本部長 研究開発室担当、土木建築室担当	
取 締 役	白 井 良 平	株式会社関電エネルギーソリューション 取締役社長	
取 締 役	井 上 礼 之		ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 公益社団法人関西経済連合会副会長
取 締 役	沖 原 隆 宗		株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役 株式会社オービック ビジネスコンサルタント社外取締役 公益社団法人関西経済連合会副会長

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	小 林 哲 也		近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長 近畿日本鉄道株式会社取締役会長 近鉄不動産株式会社取締役会長 株式会社きんえい取締役 三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 株式会社近鉄百貨店取締役会長 KNT-CTホールディングス株式会社取締役会長 大阪商工会議所副会頭
常任監査役	神 野 榮	(常勤)	コスモエネルギーホールディングス株式会社社外取締役
常任監査役	田 村 康 生	(常勤)	
常任監査役	樋 口 幸 茂	(常勤)	
監 査 役	土 肥 孝 治		弁護士 積水ハウス株式会社社外監査役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外監査役 阪急電鉄株式会社社外監査役
監 査 役	槇 村 久 子		京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員
監 査 役	十 市 勉		一般財団法人日本エネルギー経済研究所研究顧問

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役井上礼之、取締役沖原隆宗および取締役小林哲也の各氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役土肥孝治、監査役榎村久子および監査役十市勉の各氏は、社外監査役であります。
 4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
 5. 常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネージャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 取締役沖原隆宗氏は、平成29年5月29日付をもって公益社団法人関西経済連合会副会長を退任しております。
 7. 監査役土肥孝治氏は、平成29年4月27日付をもって積水ハウス株式会社社外監査役を退任しております。
 8. 監査役榎村久子氏は、平成29年4月1日付をもって関西大学客員教授に就任しております。
 9. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
 10. 当事業年度中退任した監査役は次のとおりであります。

地 位	氏 名	退任年月日	担当または重要な兼職の状況
常任監査役	泉 正 博	平成28年6月28日 (辞任)	(常勤)
監 査 役	森 下 洋 一	平成28年12月18日 (逝去)	パナソニック株式会社特別顧問

(地位、担当または重要な兼職の状況は退任時)

11. 当事業年度中の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
八 木 誠	*取締役会長	*取締役社長	平成28年6月28日
岩 根 茂 樹	*取締役社長	*取締役副社長執行役員	平成28年6月28日
土 井 義 宏	*取締役副社長執行役員	取締役常務執行役員	平成28年6月28日
八 嶋 康 博	*取締役副社長執行役員	取締役常務執行役員	平成28年6月28日

(*印は代表取締役)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取 締 役	19名 353百万円 (うち社外取締役 3名 23百万円)
監 査 役	8名 103百万円 (うち社外監査役 4名 29百万円)

(注) 上記には第92回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名ならびに平成28年12月18日をもって退任した監査役1名に対する報酬額を含めております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬については、取締役の報酬等に関する客観性・透明性の向上を目的に、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、同委員会の適切な関与・助言を得たうえで取締役会において決定しております。取締役の報酬は、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬と、社外取締役を除く取締役を対象とした業績連動報酬で構成し、株主総会の決議に基づき月額75百万円以内で、支給額を決定しております。監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する立場にあることを勘案し、独立性を高める観点から、月例の基本報酬のみで構成しており、株主総会の決議に基づき月額18百万円以内で、監査役の協議により支給額を決定しております。

(4) 当事業年度における社外役員の名な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	井上礼之	当事業年度に開催した取締役会13回のうち10回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	冲原隆宗	当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	小林哲也	当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	土肥孝治	当事業年度に開催した取締役会13回の全て、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外監査役	森 下 洋 一	平成28年12月18日をもって退任するまでに開催した取締役会9回のうち6回、また監査役会10回のうち7回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	榎 村 久 子	当事業年度に開催した取締役会13回および監査役会14回の全てに出席し、学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。
社外監査役	十 市 勉	当事業年度に開催した取締役会13回および監査役会14回の全てに出席し、エネルギー経済・エネルギー政策の研究者としての見地から発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 113百万円
b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 282百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の当事業年度の監査計画や報酬見積りなどの相当性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である、関電プラント株式会社の計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が、Kansai Electric Power Australia Pty Ltdの計算関係書類の監査は、Deloitte Touche Tohmatsuが行っております。

(3) **非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「電力システム改革に向けた課題検討支援業務」等を委託し対価を支払っております。

(4) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

- a. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。
- b. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

連結貸借対照表

平成29年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,081,116	固 定 負 債	3,927,280
電気事業固定資産	3,295,474	社 債	989,790
水力発電設備	290,593	長期借入金	1,843,524
汽力発電設備	452,947	退職給付に係る負債	360,362
原子力発電設備	350,749	資産除去債務	436,483
送電設備	850,856	繰延税金負債	1,632
変電設備	402,961	その他の固定負債	295,487
配電設備	818,171	流 動 負 債	1,553,753
業務設備	106,287	1年以内に期限到来の固定負債	752,164
その他の電気事業固定資産	22,905	短期借入金	152,231
その他の固定資産	707,364	コマーシャル・ペーパー	114,000
固定資産仮勘定	485,449	支払手形及び買掛金	122,716
建設仮勘定及び除却仮勘定	458,850	未払税金	34,353
原子力廃止関連仮勘定	26,598	その他の流動負債	378,287
核 燃 料	481,371	引 当 金	27,452
装荷核燃料	90,556	湯水準備引当金	27,452
加工中等核燃料	390,815	負 債 合 計	5,508,485
投資その他の資産	1,111,457	株 主 資 本	1,248,297
長期投資	297,054	資 本 金	489,320
関係会社長期投資	401,610	資 本 剰 余 金	66,726
繰延税金資産	375,101	利 益 剰 余 金	788,674
その他の投資等	41,105	自 己 株 式	△ 96,424
貸倒引当金(貸方)	△ 3,414	その他の包括利益累計額	74,366
流 動 資 産	772,065	その他有価証券評価差額金	81,037
現金及び預金	133,133	繰延ヘッジ損益	△ 3,894
受取手形及び売掛金	233,169	為替換算調整勘定	13,433
たな卸資産	122,818	退職給付に係る調整累計額	△ 16,209
繰延税金資産	72,009	非支配株主持分	22,032
その他の流動資産	213,372	純 資 産 合 計	1,344,696
貸倒引当金(貸方)	△ 2,437		
合 計	6,853,182	合 計	6,853,182

連結損益計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営業費用	2,793,589	営業収益	3,011,337
電気事業営業費用	2,394,719	電気事業営業収益	2,556,591
その他事業営業費用	398,870	その他事業営業収益	454,745
営業利益	(217,747)		
営業外費用	78,446	営業外収益	56,823
支払利息	48,391	受取配当金	8,567
その他の営業外費用	30,054	受取利息	5,688
		固定資産売却益	15,311
		持分法による投資利益	11,397
		その他の営業外収益	15,858
当期経常費用合計	2,872,035	当期経常収益合計	3,068,161
当期経常利益	196,125		
剰水準備金引当又は取崩し	△ 1,034		
剰水準備引当金取崩し(貸方)	△ 1,034		
税金等調整前当期純利益	197,160		
法人税等	56,351		
法人税等	17,832		
法人税等調整額	38,519		
当期純利益	140,808		
非支配株主に帰属する 当期純利益	18		
親会社株主に帰属する 当期純利益	140,789		

貸借対照表

平成29年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	5,360,049	固 定 負 債	3,539,915
電 気 事 業 固 定 資 産	3,380,134	社 債	990,990
水 力 発 電 設 備	295,420	長 期 借 入 金	1,533,965
汽 力 発 電 設 備	454,408	長 期 未 払 債 務	22,096
原 子 力 発 電 設 備	357,842	未 払 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 抛 出 金	32,700
内 燃 力 発 電 設 備	4,788	リ ー ス 債 務	274
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	1,403	関 係 会 社 長 期 債 務	20,528
送 電 設 備	865,371	退 職 給 付 引 当 金	316,035
変 電 設 備	409,459	資 産 除 去 債 務	427,629
配 電 設 備	867,658	雑 固 定 負 債	195,695
業 務 設 備	107,050	流 動 負 債	1,409,057
貸 付 設 備	16,732	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	658,287
附 帯 事 業 固 定 資 産	14,674	短 期 借 入 金	130,000
事 業 外 固 定 資 産	7,219	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	114,000
固 定 資 産 仮 勘 定	454,043	買 掛 金	77,401
建 設 仮 勘 定	426,250	未 払 金	37,090
除 却 仮 勘 定	1,195	未 払 費 用	157,985
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	26,598	未 払 税 金	22,890
核 心 燃 料	481,371	未 預 り 金	22,586
装 荷 核 燃 料	90,556	関 係 会 社 短 期 債 務	114,660
加 工 中 等 核 燃 料	390,815	諸 前 受 金	48,641
投 資 そ の 他 の 資 産	1,022,607	雑 流 動 負 債	25,514
長 期 投 資	187,914	引 当 金	27,452
関 係 会 社 長 期 投 資	493,806	渴 水 準 備 引 当 金	27,452
長 期 前 払 費 用	23,999	負 債 合 計	4,976,426
繰 延 税 金 資 産	317,507	株 主 資 本	811,005
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 620	資 本 金	489,320
流 動 資 産	474,862	資 本 剰 余 金	67,031
現 金 及 び 預 金	83,170	資 本 準 備 金	67,031
売 掛 金	168,276	利 益 剰 余 金	350,960
諸 未 収 入 金	34,835	利 益 準 備 金	33,133
短 期 投 資	20,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	317,826
貯 蔵 品	61,057	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	81
前 払 費 用	1,473	繰 延 利 益 剰 余 金	317,745
関 係 会 社 短 期 債 権	19,330	自 己 株 式	△ 96,307
繰 延 税 金 資 産	64,795	評 価 ・ 換 算 差 額 等	47,480
雑 流 動 資 産	24,087	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	51,392
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,164	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,912
合 計	5,834,912	純 資 産 合 計	858,486
		合 計	5,834,912

損 益 計 算 書

平成28年 4月1日から
平成29年 3月31日まで

費 用 の 部		金 額	収 益 の 部		金 額
科 目		百 万 円	科 目		百 万 円
営 業 費 用		2,449,915	営 業 収 益		2,614,440
電 氣 力 業 営 業 費 用		2,404,208	電 氣 事 業 燈 業 収 益		2,569,487
水 汽 力 力 発 電 費 費		54,671	電 電 力 料 料		999,811
原 子 力 力 発 電 費 費		668,782	地 帯 間 販 売 電 力 料 料		1,296,832
内 燃 力 力 発 電 費 費		257,378	他 社 販 売 電 力 料 料		10,105
新 工 ネ ル ギ ー 等 発 電 費 費		2,201	託 社 送 収 益		24,855
地 帯 間 購 入 電 力 料 料		331	事 業 者 間 精 算 収 益		74,330
他 社 購 入 電 力 料 料		8,930	再 工 ネ 特 措 法 交 付 金		654
送 電 費 費		452,727	電 氣 事 業 雑 収 益		130,582
変 電 費 費		146,565	貸 付 設 備 収 益		30,758
配 電 費 費		68,312			1,557
販 売 費 費		206,847			
貸 付 設 備 費 費		76,249			
一 般 管 理 費 費		607			
接 統 供 給 託 送 料		151,611			
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定 償 却 費		89			
再 工 ネ 特 措 法 納 付 金		748			
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結		230,631			
電 源 開 発 促 進 税		1,011			
事 業 振 替 勘 定 (貸 方)		51,616			
電 力 費		24,989			
		△ 98			
附 帯 事 業 営 業 費 用		45,707	附 帯 事 業 営 業 収 益		44,952
蒸 気 供 給 事 業 営 業 費 用		305	蒸 気 供 給 事 業 営 業 収 益		446
ガ ス 供 給 事 業 営 業 費 用		40,972	ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益		38,272
燃 料 販 売 事 業 営 業 費 用		530	燃 料 販 売 事 業 営 業 収 益		542
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用		3,898	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益		5,690
営 業 外 利 用 益		(164,524)	営 業 外 収 益		38,969
営 業 外 費 用		59,774	財 務 収 益		16,486
財 務 費 用		43,519	受 取 配 当 金		10,424
支 社 払 利 行 費 用		42,956	受 取 利 息		6,061
事 業 外 費 用		563	事 業 外 収 益		22,483
固 定 資 産 売 却 損 失		16,254	固 定 資 産 売 却 益		14,526
雑 損 失		241	雑 収 益		7,957
当 期 経 常 費 用 合 計		16,012	当 期 経 常 収 益 合 計		2,653,410
当 期 経 常 利 益		2,509,690			
渴 水 準 備 金 引 当 金 又 は 取 崩 し		△ 1,034			
渴 水 準 備 金 引 当 金 取 崩 し (貸 方)		△ 1,034			
税 引 前 当 期 純 利 益		144,755			
法 人 税 等		41,690			
法 人 税 等		△ 1,247			
法 人 税 調 整		42,937			
当 期 純 利 益		103,064			

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 樋 野 智 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

その他の注記に記載されているとおり、会社は、平成28年10月1日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号）及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）が施行されたことに伴い、所要の会計処理を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 浩 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樋 野 智 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

その他の注記に記載されているとおり、会社は、平成28年10月1日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号）及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）が施行されたことに伴い、所要の会計処理を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、有限責任監査法人トーマツ等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制システム）の構築および運用の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成29年5月17日

関西電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 神 野 榮 ㊟

常任監査役(常勤) 田 村 康 生 ㊟

常任監査役(常勤) 樋 口 幸 茂 ㊟

監 査 役 土 肥 孝 治 ㊟

監 査 役 榎 村 久 子 ㊟

監 査 役 十 市 勉 ㊟

(注)監査役土肥孝治、監査役榎村久子および監査役十市勉は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対して関西電力グループとして経営の成果を適切に配分するため、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的な配当を維持することを株主還元の基本方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、平成28年度の業績が2期連続の黒字となり、毀損した財務体質が改善しつつあることや、平成29年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額22,342,542,325円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月29日（木曜日）

第2号議案 取締役全員任期満了につき14名選任の件

取締役全員（16名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名を選任いたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
1 やぎ まこと 八木 誠 昭和24年10月13日	昭和47年 4月 関西電力株式会社入社 平成11年 6月 同社経営改革推進室プロジェクトマネジャー、工務部長 平成12年 6月 同社電力システム事業本部工務グループチーフマネジャー 平成13年 6月 同社支配人中央送変電建設事務所長 平成15年 6月 同社支配人電力システム事業本部副事業本部長 平成17年 6月 同社取締役電力システム事業本部副事業本部長 平成18年 6月 同社常務取締役 平成21年 6月 同社取締役副社長 平成22年 6月 同社取締役社長 平成23年 4月 電気事業連合会会長 (平成28年6月 退任) 平成28年 6月 関西電力株式会社取締役会長（現在に至る） 平成29年 5月 公益社団法人関西経済連合会副会長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] ・日立造船株式会社社外監査役 ・エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取締役 ・公益社団法人関西経済連合会副会長	32,900株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 主に電力流通部門における豊富な業務経験を有し、平成17年6月に取締役に就任以降、原子力事業本部長等を歴任のうえ、平成22年6月から取締役社長として、また、平成28年6月からは取締役会長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献するとともに、平成23年4月から平成28年6月まで電気事業連合会の会長として電力業界の発展に貢献してきました。 これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。</p>			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
2 いわね しばき 岩根茂樹 昭和28年5月27日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年12月 同社燃料室燃料計画グループチーフ マネジャー 平成17年4月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成19年6月 同社執行役員企画室長 平成22年6月 同社常務取締役 平成24年4月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員 平成28年6月 同社取締役社長（現在に至る） 【重要な兼職の状況】 ・田辺三菱製薬株式会社社外取締役	26,100株	なし
【取締役候補者とした理由】 調達部門、燃料部門、企画部門などにおける幅広い業務経験を有し、平成22年6月に取締役に就任以降、総合企画本部長等を歴任のうえ、平成28年6月からは取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。 これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。			
3 とよまつ ひでき 豊松秀己 昭和28年12月28日	昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成14年6月 同社原子力事業本部原子力企画グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長 （原子力企画、原子燃料担当） 平成17年7月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長、 原子燃料サイクル室長 平成18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、 原子燃料サイクル室長 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 【現在の担当】 原子力事業本部長 【重要な兼職の状況】 ・株式会社きんでん社外監査役	26,800株	なし
【取締役候補者とした理由】 主に原子力部門における豊富な業務経験を有し、平成21年6月に取締役に就任以降、平成22年6月から原子力事業本部長を務め、同分野における専門的識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。 これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
4 香川次朗 昭和28年1月3日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部営業計画グループ チーフマネジャー 平成16年6月 同社支配人人材活性化室長 平成18年6月 同社執行役員人材活性化室長 平成19年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、 リビング営業部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） [現在の担当] お客さま本部長、地域エネルギー本部長 再生可能エネルギー事業戦略室担当 業務全般 [重要な兼職の状況] ・関西エアポート株式会社社外取締役	25,600株	なし
【取締役候補者とした理由】 主に営業部門における豊富な業務経験を有し、平成21年6月に取締役に就任以降、平成23年6月からお客さま本部長、平成27年6月からは地域エネルギー本部長および再生可能エネルギー事業戦略室担当も務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、平成23年6月からは代表取締役として当社グループの経営を担っております。 これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。			
5 土井義宏 昭和29年10月25日	昭和54年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー、お客さま本部マルチサー ビスネットワークグループチーフマネジャー 平成16年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー 平成17年6月 同社支配人と歌山支店長 平成18年6月 同社執行役員と歌山支店長 平成19年6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業 本部長、ネットワーク技術部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役常務執行役員 平成28年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） [現在の担当] 電力流通事業本部長 行為規制担当 業務全般	19,380株	なし
【取締役候補者とした理由】 主に電力流通部門における豊富な業務経験を有し、平成21年6月に取締役に就任以降、経営改革・IT本部長、電力流通事業本部長および行為規制担当を務め、これらの分野における専門的識見を有するとともに、平成28年6月からは代表取締役として当社グループの経営を担っております。 これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
6 もり 森 もと 本 たかし 孝 昭和30年9月5日	昭和54年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社企画部長 平成19年6月 同社執行役員大阪南支店長 平成21年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、 リビング営業部門統括 平成23年11月 同社執行役員企画室長 平成24年4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、 経営企画部門統括 平成26年6月 同社執行役員総合企画本部 本部事務 局長、総合企画本部副本部長、経営企 画部門統括 平成27年6月 同社常務執行役員総合企画本部長代理 (経営企画部門)、総合企画本部 本部 事務局長 平成28年6月 同社取締役副社長執行役員(現在に至る) [現在の担当] 経営企画室、総合エネルギー企画室 中間貯蔵推進担当 [重要な兼職の状況] ・東洋テック株式会社社外取締役	10,703株	なし
【取締役候補者とした理由】 主に営業部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、平成28年6月に取締役に就任以降、経営企 画室、総合エネルギー企画室および中間貯蔵推進担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有す るとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。 これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補 者となりました。			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
7 井上 富夫 昭和30年9月29日	昭和55年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社人事部長 平成19年6月 同社人材活性化室長 平成22年6月 同社執行役員企画室CSR、経営・品質管理担当室長、原子力保全改革推進室長 平成24年4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、CSR・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括 平成25年6月 同社常務執行役員総合企画本部長代理（CSR・経営管理部門、原子力・安全品質推進部門）、人材活性化室担当 平成28年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 人財・安全推進室担当 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社かんでんエルハート取締役社長 ・社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長	13,700株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主に人事・労務部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、平成28年6月に取締役に就任以降、人財・安全推進室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。</p>			
8 杉本 康 昭和30年4月23日	昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社企画室IR推進プロジェクトチームチーフマネジャー、経理部長 平成19年6月 同社執行役員東京支社長 平成22年6月 同社執行役員経理室長 平成26年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 調達本部長 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当	21,500株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主に経理部門における豊富な業務経験を有し、平成26年6月に取締役に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）および経理室担当、平成27年6月からは調達本部長も務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。</p>			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
9 湯川英彦 昭和30年3月25日	昭和55年4月 関西電力株式会社入社 平成16年6月 同社経理室財務グループマネージャー 平成19年6月 同社企画室国際担当室長 平成22年6月 同社執行役員企画室国際担当室長 平成23年6月 同社執行役員国際室長 平成25年6月 同社常務執行役員国際室担当 平成27年6月 同社取締役常務執行役員 (現在に至る) 〔現在の担当〕 国際事業本部長 〔重要な兼職の状況〕 ・ KPIC Netherlands B.V.取締役	17,000株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 電流通部門、国際部門、アジア開発銀行出向などの幅広い業務経験を有し、平成27年6月に取締役に就任以降、国際事業本部長を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。 これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。</p>			
10 大石富彦 昭和30年1月17日	昭和55年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社土木部長 平成19年6月 同社執行役員北陸支社長 平成21年6月 同社執行役員土木建築室長 平成27年6月 同社常務執行役員水力事業本部長、研究開発室担当、土木建築室担当 平成28年6月 同社取締役常務執行役員 (現在に至る) 〔現在の担当〕 水力事業本部長 研究開発室担当、土木建築室担当	17,300株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 主に土木建築部門における豊富な業務経験を有し、平成28年6月に取締役に就任以降、水力事業本部長、研究開発室担当および土木建築室担当を務め、これらの分野における専門的識見を有しております。 これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。</p>			

氏名	略歴	当社の株式所有数	当社との特別の利害関係
11 島本 恭次 昭和33年9月8日	昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成21年6月 同社火力部長 平成22年6月 同社火力センター所長 平成25年6月 同社原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長、火力運営部門統括 平成26年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長、火力運営部門統括 平成28年6月 同社常務執行役員火力事業本部長（現在に至る）	3,801株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主に火力部門における豊富な業務経験を有するとともに、平成28年6月から常務執行役員として火力事業本部長を務め、同分野における専門的識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者となりました。</p>			
12 井上 礼之 昭和10年3月17日	平成6年6月 ダイキン工業株式会社取締役社長 平成7年5月 同社取締役会長兼社長 平成8年6月 同社取締役社長 平成11年5月 社団法人関西経済同友会代表幹事（平成13年5月 退任） 平成13年5月 社団法人関西経済連合会副会長 平成14年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO 平成15年6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る） 平成23年4月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る） 平成26年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員 ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 ・公益社団法人関西経済連合会副会長	1,000株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>空調機器や化学製品などの製造・販売をグローバルに展開しているダイキン工業株式会社の取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員や阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じのおそれはなく、独立性を有していると判断しております。</p> <p>これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。</p> <p>なお、井上氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。</p>			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
13 おき ほら たか むね 沖 原 隆 宗 昭和26年7月11日	<p>平成16年5月 株式会社UFJ銀行取締役頭取 平成16年6月 株式会社UFJホールディングス取締役 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 (平成20年4月 退任)</p> <p>平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取 平成20年4月 同社取締役副会長 平成22年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会長 (平成26年6月 退任)</p> <p>平成26年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 (現在に至る)</p> <p>平成26年6月 関西電力株式会社社外取締役 (現在に至る)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役 ・株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役 	なし	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役会長や株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役副会長など、銀行業務を中心とする金融サービスに係る事業をグローバルに展開している同グループにおいて、数々の要職を歴任している他、損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役および株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じることがなく、独立性を有していると判断しております。</p> <p>これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。</p> <p>なお、沖原氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。</p>			

氏名	生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
14	こばやし てつ や 小林 哲也 昭和18年11月27日	平成19年6月 近畿日本鉄道株式会社取締役社長 平成27年4月 近鉄グループホールディングス株式 社取締役会長（現在に至る） 平成27年4月 近畿日本鉄道株式会社取締役会長（現 在に至る） 平成27年6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に 至る） 平成28年7月 大阪商工会議所副会頭（現在に至る） 【重要な兼職の状況】 ・近鉄グループホールディングス株式 社取締役会長 ・近畿日本鉄道株式会社取締役会長 ・近鉄不動産株式会社取締役会長 ・株式会社さんえい取締役 ・三重交通グループホールディングス株 式会社社外取締役 ・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 ・株式会社近鉄百貨店取締役会長 ・KNT-CTホールディングス株式 社取締役会長 ・大阪商工会議所副会頭	なし	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>鉄道事業を中心に、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業などを展開している近鉄グループにおいて、近鉄グループホールディングス株式会社の取締役会長や近畿日本鉄道株式会社の取締役会長に就任している他、三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役および株式会社近鉄エクスプレス社外取締役などに就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じることなく、独立性を有していると判断しております。</p> <p>これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。</p> <p>なお、小林氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。</p>				

- (注) 1. 井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
- 小林哲也氏が近畿日本鉄道株式会社の取締役として在任中の平成25年12月に、同社は、同社が運営し、同社子会社へその営業に関する一切を委託している旅館等およびホテル施設のメニュー等において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する表示があったことに関して、消費者庁長官から措置命令を受けました。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は14年、沖原隆宗氏は3年、小林哲也氏は2年であります。
5. 当社は、井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役森下洋一氏は、平成28年12月18日逝去され、また、監査役神野榮氏は、本株主総会の終結の時をもって辞任されますので、補欠として監査役2名を選任したいと存じます。

なお、本議案については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
1 やしま やす ひろ 八 嶋 康 博 昭和28年9月21日	昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成14年12月 同社企画室企画グループチーフマネジャー 平成16年6月 同社企画室企画グループチーフマネジャー、 企画室取引管理グループチーフマネジャー 平成18年6月 同社燃料室長 平成20年6月 同社執行役員燃料室長 平成21年6月 同社執行役員地域共生・広報室長 平成23年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役常務執行役員 平成28年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） （現在の担当） 広報室担当、立地室担当 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社きんでん社外監査役	21,200株	なし
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>主に燃料部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、平成23年6月に取締役に就任以降、広報室担当、秘書室担当および立地室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、平成28年6月からは代表取締役として当社グループの経営を担っております。</p> <p>これらの経験や識見を踏まえ、当社の監査を担うにふさわしいと判断していることから、新たに監査役候補者としてしました。</p>			

氏名	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
大坪文雄 おお づば ふみ おお 大 坪 文 雄 昭和20年9月5日	平成15年6月 松下電器産業株式会社取締役専務 平成18年6月 同社取締役社長 平成20年10月 パナソニック株式会社取締役社長（社名変更） 平成24年6月 同社取締役会長 平成25年7月 同社特別顧問（現在に至る） 【重要な兼職の状況】 ・パナソニック株式会社特別顧問 ・帝人株式会社社外取締役	3,000株	なし
2	【監査役候補者とした理由】 家電機器や住宅関連機器などの製造・販売をグローバルに展開しているパナソニック株式会社の取締役社長、取締役会長を歴任している他、帝人株式会社の社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断していることから、新たに監査役候補者となりました。 なお、大坪氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。		

- (注) 1. 大坪文雄氏は、社外監査役候補者であります。
 2. 大坪文雄氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。
 3. 当社は、大坪文雄氏の選任が可決された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

<株主からのご提案全般に対する取締役会の意見>

第4号議案から第25号議案までは、株主からのご提案によるものであります。取締役会としては、第4号議案から第25号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、原子力発電、原子燃料サイクルおよびCSRに関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

原子力発電については、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」の観点から、引き続き重要な電源として活用していく必要があること、また、国のエネルギー基本計画においても、「重要なベースロード電源」と位置づけられていることから、安全確保を大前提に、将来にわたって活用してまいります。あわせて、競争力のある電源の開発・導入、再生可能エネルギーの普及・拡大を推進してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多段的に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施しており、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、立地地域をはじめ社会のみなさまのご理解を賜わりながら、早期に再稼動したいと考えております。

原子燃料サイクルについては、国のエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針とすることとされており、引き続き推進してまいります。

CSRについては、「経営理念」において社会的責任を全うすることを安全最優先とともに経営の基軸に位置づけ、さらに「関西電力グループCSR行動憲章」において、CSR行動原則を掲げております。これらに基づき全ての事業活動を展開し、社会のみなさまからの信頼を確固たるものにしてまいりたいと考えております。

なお、株主からのご提案のうち、定款変更議案の多くは業務執行に関するものであります。機動的かつ柔軟な事業運営を確保する観点から、具体的な業務執行については取締役会で適宜決定していくことが相当であり、定款で定めることは適当でないと考えます。

議案ごとの取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

〈株主(36名)からのご提案(第4号議案から第9号議案まで)〉

第4号議案から第9号議案までは、株主(36名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(36名)の議決権の数は、571個であります。

第4号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条中、「本公司は、次の事業を営むことを目的とする。」を「本公司は、持続可能で自足的なエネルギー利用を実現し、地球環境を保護するため、化石燃料エネルギーと原子力エネルギーへの依存からの脱却を進めるとともに再生可能エネルギーを基盤とした省エネルギー型の電力システムを形成し、効率的なエネルギー・サービスを供給することを目的として、次の事業を営む。」に改める。

▼提案の理由

現在の定款では事業目的を記す第2条は、事業目的ではなく、事業内容を列挙しているだけである。次の理由から、事業目的、ビジョンを入れることを提案する。

気候変動枠組条約COP21において採択された「パリ協定」で、すべての締約国が、産業革命以降の地球平均気温上昇を2度未満に抑制する長期目標に合意した。今世紀の後半には、温室効果ガスの排出量をほぼゼロに近づけることを意味しており、諸国は脱炭素社会を目指して動いている。原子力エネルギーは一時、代替エネルギーとして期待されたが、長年にわたるリスク管理を要し、事故時の損害が極めて大きいため、事業上もリスクが大きい。

持続可能な社会を実現するためには、再生可能エネルギーを基盤としたエネルギー・システムと省エネルギー社会の実現が求められる。そのための高度な電力システムの形成と技術的サービスが電力会社の使命であり、そのための積極的な投資をすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(41頁)に記載のとおり、安全確保を大前提に、原子力発電を引き続き活用するとともに、競争力のある電源の開発・導入、再生可能エネルギーの普及・拡大を推進してまいります。

また、エネルギーの効率的利用に資する商品やサービスメニューの提供に加え、高効率、高品質、高信頼度の電力流通システムであるスマートグリッドの構築などにより、お客さまと社会の省エネルギーの実現に貢献してまいります。

第5号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその其他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し全面開示する。

▼提案の理由

株主総会において、参加者が発言した内容を議事録で確認できることは、よりよい討議をする上での基本的な条件である。株主が総会で発言したことが、会社側に正しく伝わっているのか、誤解されていないかを確認できることも重要である。ところが、これまで作成されてきた議事録は議事内容を要約したものであり、討議内容の詳細を確認できるものになっていない。そのため、議事録の全面開示を求める。なお、これまでの総会においては筆記による記録作成が行われているが、こうした記録が無駄になっているのが現状である。このような記録の活用が求められる。

また、開示の方法にも課題がある。現在の議事録は、株主が手続きをして初めて議事録を入手することができ、株主でない一般の市民には入手することができないため、株主以外の市民に対しても開示する必要がある。これは、株主以外の市民の信頼を得ることにもつながる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、従来から、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

第6号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第43条 本会社の事業と社会をともに持続可能なものにし、あらゆる人々との共生、ならびに生態系との共生を図る。現在の人々だけでなく将来世代の人権、貧困からの自由、平和を守るという本会社の社会的責任を果たすためのマネジメントと対話に取り組む。このため必要な方針、目標を定め、定期的に見直すしくみをつくる。

▼提案の理由

CSRへの取り組みにおいて重要なことは、事業の社会的影響を改善することと、利害関係者（事業により影響を受ける全ての人々：顧客、労働者、地域住民など）との対話である。これらを改善し、有効なものとするためには、取り組みの評価と見直しが機能し、事業へ反映されることが必要である。

現在、CSRの方針としては「関西電力グループCSR行動憲章」が策定され、CSRの進捗報告としては毎年グループ・レポートが発行されている。しかし、各取り組み項目において目標や、何を持って目標達成と判断するか基準が明確にされていないため、取り組みの評価の妥当性を判断できない。行動憲章等を単なる題目に終わらせず、取り組みを改善していくために、CSRの取り組みをマネジメントするしくみの導入を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（41頁）に記載の「関西電力グループCSR行動憲章」において、「お客さまに選ばれる商品・サービスの安全かつ安定的なお届け」、「よりよき環境の創造を目指した積極的な取り組み」、「地域社会の発展に向けた積極的な貢献」、「人権の尊重とダイバーシティを活かした良好な職場環境の構築」、「透明性の高い開かれた事業活動」および「コンプライアンスの徹底」の6つのCSR行動原則を掲げ、各取り組みを評価しながら全ての事業活動を展開しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第44条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。

利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社は、グループ・レポートの発行やウェブサイトでの情報発信、直接対話などに取り組んでいるものの、さらなる情報の開示や納得のできる説明を求める声は多い。例えば、2015年の電気料金の値上げをめぐる、燃料等費用計算、経営効率化、料金体系などに対し様々な疑問、意見が当社に対して出された。当社の説明、根拠の開示が十分でないという意見もある一方、市民の納得を得ることが困難である背景には当社への不信もあると見られる。このような不信を解消していくためには値上げ時の説明だけでなく、日頃からの対話、情報開示が重要である。

しかし、これまでのように、開示内容が法的要求を満たしていることでよしとし、自己満足的な情報開示に留まっていたのでは、利害関係者の納得も、信頼も得ることはできない。そのため、利害関係者の関心・意見を把握しつつ対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（41頁）に記載の「関西電力グループC S R行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をC S R行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページなどを通じて積極的な情報開示を行うとともに、地域や社会のみならず双方のコミュニケーションの展開に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 C S Rに基づく事業運営

第45条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

経営効率化が、当社の業務、競争力の基盤を損ねる傾向が見られる。当社の技術的・組織的な基礎力が損なわれれば、自由化市場での競争はより困難になる。

設備の修繕費は2009年度には2,862億円であったが、15年度には1,853億円へと約65%に削減された。そのため、下請け会社の工事が低下しており、災害対応など突発的な工事が困難になりつつある。

設備を支えるのは人材であるが、精神疾患が労組大会で問題になり、若年者の退職など、人材の喪失が進んでいる。精神疾患についての管理水準に関わるデータなどの情報が明らかにされていないことも課題である。

高浜原発再稼働申請に関わった担当課長が200時間／月にも及ぶ違法残業の結果、過労自殺に至った事件は問題視され、労働基準監督署の介入を招いた。このような状況が改善されなければ、人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、安全を最優先に、電気の品質・信頼度を確保し、設備の保全に万全を期すために、必要な経営資源を投入しております。

また、従業員のやる気・やりがいにも配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を推進しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件(6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第46条 本会社の事業が電力需要を喚起している側面、エネルギー・電力政策の形成に大きな影響を与えている側面を直視し、本会社の社会的責任を果たすため、省エネルギー社会づくりとこれに対応した事業を進める。

▼提案の理由

負荷の平準化のための夜間電力料金や、電化の推進などは、電力需要の拡大につながってきた。電気によるサービスが向上するほど電力需要が増えるという課題がある。

また、電力会社は需要家に対して一定の影響力を持ち、ライフスタイルや電気の使い方誘導してきた。そのため、省エネルギーにつながる情報提供や提案をすることもできる。その一方で、電力会社はエネルギー・電力政策の形成において発言、リードする役割も果たしてきた。市民社会は、そのような電力会社の動きが、真に社会を豊かにするかどうか、持続可能な社会の実現に資するかどうかを見守っている。影響力が大きいほど、社会的責任が求められる。

省エネルギー社会の実現には、市民やNPOに情報提供し、その支持を得ながら、政府の政策にも働きかけていくことが求められる。政府に対しては、省エネルギーを推進することで電気事業者が利益を得られるしくみを求めていく必要がある。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、エネルギーの効率的利用に資する商品やサービスメニューの提供に取り組んでおります。また、自治体などの地域のみなさまが進めるスマートコミュニティづくりに向けた取組みなどに参加しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

〈株主(107名)からのご提案(第10号議案から第16号議案まで)〉

第10号議案から第16号議案までは、株主(107名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(107名)の議決権の数は、1,010個であります。

第10号議案 剰余金処分の件

▼提案の内容

当期末における剰余金の配当金について、会社側提案より1株当たり5円多くする。

▼提案の理由

当社が支出している福島原発事故の賠償金は電気料金を原資としている。朝日新聞の試算では当社の顧客は年に約1212円(1世帯あたり)負担している。加えて「過去分」として今後2.4兆円を40年間消費者が託送料金で負担することが決まり、私たちの計算では合計で年に約1667円もの負担を強いられる。

福島原発事故の処理は進まず、費用の試算は膨れ上がっていく一方で、電気事業連合会は原発推進の広告を流し、テレビCMも行っている。

当社のHPの子供向け「原子力発電テスト!」では、原発は必要で、「安い」という回答が正解となっているが、明らかに間違いだ。本当に原発が「安い」なら、事故の賠償費用を託送料金で負担する必要はない。元当社副社長で電事連副会長の廣江氏は「原発は安い」と審議会で発言し、委員から批判された。無駄で間違った広告費用、電事連の会費等を削減し、株主への配当を増やすことを提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、株主のみなさまに対して関西電力グループとして経営の成果を適切に配分するため、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的な配当を維持することを株主還元の基本方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましても、平成28年度の業績が2期連続の黒字となり、毀損した財務体質が改善しつつあることや、平成29年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、第1号議案として提案しております。剰余金の処分案が最適であると考えております。当社としては、中期経営計画の達成に向けた取組みにより、継続的に企業価値を増大させ、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

第11号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 岩根 茂樹

▼提案の理由

- 1 東日本大震災による福島原発の重大事故が深刻化し、更なる被害と汚染が拡大する中、裁判所の運転停止命令に控訴し、若狭湾の原発の再稼働準備をすすめ、我が国を亡国に導こうとしていること。
- 2 5年に渡って株主総会で筆頭株主の大阪市を始めとする自治体や団体から「脱原発」への多くの株主提案がなされ、株主から多大な賛同があったにも拘わらず、まともな答弁もせず、全て無視して逆に「原発依存」を強化していること。
- 3 原発依存によって、赤字を招き、株価を低下させ、無配当で株主に多大な損害を与え続けていること。
- 4 経営環境の悪化を電気料金の値上げと従業員・下請け労働者の労働強化でしのぎ、月200時間を超える残業を強いた結果、従業員を自殺にまで追いこんだこと。一方で unnecessary 役員・顧問を多数抱え、不当に高い報酬を支払っていること。
- 5 unnecessary 『中間貯蔵施設』の建設を目指し、周辺自治体に不安と混乱をもたらしていること。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、当社事業発展のため他の取締役とも一致協力し、経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い、忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任を求められる事由はありません。

第12号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬)

第31条の2 取締役の報酬を個別開示し、その算定基準を明示する。

▼提案の理由

東芝が債務超過に陥りそうになり、収益性の高い半導体事業の売却を進めているのは、原発産業に手を染めたことが原因である。米原子力会社ウエスチングハウス（WH）買収やその子会社の買収に資金をつぎ込み多大な損失を出した。WHの中国での建設中原発にも費用がかさんでいる。仏原子力企業アレバは5年連続赤字である。欧米の企業が原子力産業から手を引いていく中、当社は未だに原発に固執している。当社を窮地に陥らせないためには「脱原発」への方向転換をすべきである。

当社の株主総会招集通知には、取締役候補者として「選任理由」が載っているが、実績も公開すべきである。原発比率が高い故に当社は福島第一原発事故以後、4期連続の赤字決算となり、2度も電気料金を値上げせざるを得なかった。この責任を誰もとっていない。取締役として責任の取れる行動を示すために、個別報酬の開示と、その算定基準を明白にすることを求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

取締役の報酬については、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬と業績連動報酬で構成しており、株主総会の決議に基づき、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役に支給される報酬等の総額を開示することが株主のみならずにとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬等の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

第13号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第8章 働き方改革推進委員会

第47条 当社は働き方改革をすすめる、過労による発病、自死を防ぐ。このため働き方改革推進委員会を設置する。

▼提案の理由

昨年4月に自死した当社の職員は、長時間労働による過労が原因として労災認定された。2月は残業時間が200時間を超え、亡くなった4月中旬までで150時間を超えていた。管理監督者という立場のため、労基法の労働時間制限から外れていたとはいえ、殺人的な労働環境であったと考えられる。高浜原発1、2号機の40年を超える運転延長の認可を、7月7日までに規制委員会から受けるための申請書類作りに携わっていた。期限を過ぎると廃炉の可能性が高くなるため、社運をかけて働いていた。無理やり老朽原発の運転延長をするために、高度な専門知識をもった職員が、過酷な労働環境に置かれていたことが推察される。労基署から異例の呼び出しを受け指導されたように、当社は全社員の実際の労働時間を把握し、長時間労働者に対して産業医による面談の確実な実施などを早急に行うこと。「働き方改革推進委員会」を設置し、労働環境を改善することを提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、従来から、長時間労働の解消を含めた働き方改革および健康経営に積極的に取り組んでおります。

こうした取組みを経営層全体で幅広く議論し、全社に浸透・定着させるため、本年1月に社長を委員長とする「働き方」改革・健康経営委員会を設置し、時間外労働削減や、そのための業務プロセスの抜本的な見直し等を推進しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第14号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 再処理、そして核燃料サイクル計画の放棄

第48条 当社は再処理をせず、プルトニウムを抽出せず、またこれを利用しない。

▼提案の理由

1兆円を超える国費等を投入し、22年間でたった250日間しか運転しなかった高速増殖炉「もんじゅ」は、昨年末にようやく廃炉が決定した。

一方で六ヶ所村の再処理工場は22回目の運転延期で、2018年上期の運転開始予定だ。まったく動いていない再処理工場に当社はすでに約5千億円の再処理費用を支払った。東電や当社など、原子力事業者の経営状況が苦しい中、たとえ債務超過になっても再処理積立金を取り崩せないよう、国は昨年「使用済燃料再処理機構」を設置した。当社の存続より再処理をとという選択は、株主として認められない。

また日本原燃は、溢水対策が不十分であること、放射性物質を保安規定と違う場所に長期間放置していたことを規制委員会に指摘された。

すでに日本は48tものプルトニウムを抱えており、世界から余剰プルトニウムと指摘されかねない。必要性、安全性、経済性、すべてにおいて問題を抱えている再処理からの撤退を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

原子燃料サイクルについては、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（41頁）に記載のとおり、資源の有効利用等の観点から、その推進が国の基本的方針とされており、引き続き推進してまいります。

第15号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 原子力発電所の老朽化、長期停止後再開リスク検証委員会

第49条 当社は原発の老朽化と長期停止後のリスクを検証するため、原子力発電所の老朽化及び長期停止後再開リスク検証委員会を設置する。

▼提案の理由

関西電力高浜原発1、2号機、美浜原発3号機の追加工事は2020年までかかる。その時には高浜1号機は運転開始から46年となる。現在46年以上稼働している原発は世界中で9基のみ。また、2020年の時点では9年も停止していた原発の再稼働になるが、これほど長期間停止した原発を再稼働することには未知のリスクがある。

2020年時点で運転開始から44年となる美浜原発3号機も、高浜1、2号機も、設計は1960年代になされた。追加工事をしてもその旧式の設計は変えることはできない。また、原子炉内の金属は中性子を浴び続け劣化し脆くなっていく。

福島原発が重大事故を起こした時点の運転年数を超える原発を当社は再稼働する。過酷事故を引き起こせば、1500万人へ飲料水を供給する琵琶湖も汚染され、京都・大阪にも放射能が降り注ぐ恐れがある。老朽化のリスク、長期停止後再開のリスクを検証し、そのデータを株主に公開すべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（41頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

美浜発電所3号機および高浜発電所1、2号機は、新規規制基準の適合に係る原子炉設置変更許可および工事計画認可に加え、特別点検や劣化評価により、60年までの運転期間延長認可をいただいております。原子力規制委員会により安全性が確認されております。

また、原子力プラントの長期停止期間中においては、機器の腐食防止、定期的な分解点検等、適切な維持管理を行っております。加えて、再稼働に当たっては体制を強化し、総点検を実施するなど、万全な対応を図っております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第16号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 脱原子力

第50条 当社は原子力発電を稼働しない。

▼提案の理由

当社が、悪化する目先の経営状況を改善するために原発再稼働を進めることに強く反対する。先の見えない原発再稼働とその後の安定運転を当てにして、国民の安全を担保に博打を打っているように思えるからである。2016年からの一般家庭の電力自由化で、関電の販売電力量は省エネと高コスト体質が原因で減少を続けている。一方、再生可能エネルギーの世界的な拡大と、それに伴う低コスト化が実現してきている。

当社は40年を超える原発再稼働をコスト改善の切り札としているが、総括原価方式を前提に、原発に多額の投資を行い、利益を出すという方式は、もう通用しない。

電力自由化の中で関電が行うべきことは、「原発を関電の経営から切り離す」ことを国に提案することだ。原発を切り離すことは、「利益は売り上げから経費を引いて得られる」という、資本主義の当たり前の会社に脱皮するための第一歩である。定款に「脱原子力」を明記すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（41頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

〈株主(2名)からのご提案(第17号議案から第20号議案まで)〉

第17号議案から第20号議案までは、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、879,404個であります。

第17号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

〔第1章 総則〕に以下の条文を追加する。

(経営の透明性の確保)

第5条の2 本社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(41頁)に記載のとおり、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をCSR行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページなどを通じて情報を積極的にお届けしており、今後も引き続き情報開示に努めてまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第18号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

〔第4章 取締役及び取締役会〕に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第31条の3 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発電電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

また、平成25年5月からわずか2年で2度にわたり大幅な電気料金の値上げが実施され、かつ、平成28年5月に予定していた電気料金の値下げが撤回されている。こうした状況も踏まえて、需要家へのコスト削減に関する説明責任をしっかりと果たすべきであり、取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

取締役の報酬については、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬と業績連動報酬で構成しており、株主総会の決議に基づき、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役に支給される報酬等の総額を開示することが株主のみならず、みなさまにとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬等の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

第19号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第51条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化や天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（41頁）に記載のとおり、安全確保を大前提に、原子力発電については、引き続き活用してまいります。

火力発電については、電源入札や相生発電所での天然ガス利用を実施しており、今後ともグループ全体で競争力のある火力電源の開発・導入を管内・管外において進めてまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を推進してまいります。

第20号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（事業形態の革新）

第52条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、国では平成27年4月に広域的運営推進機関を設立し、平成28年4月に電力小売りの全面自由化を開始するとともに、最終段階である送配電部門の分離に向けた法制度の整備が行われたところである。

他電力では既に先行実施している事例もあるが、可能なかぎり早期に持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離を進め、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、真にお客さまおよび株主のみなさまの利益につながる最適な電力システムの実現に向け、今後も、国等の検討に積極的に協力していくことに加え、この改革を実効的なものとするためには、技術的課題への対応や原子力をはじめとする事業環境の整備が必要と考えており、その検証と必要な措置を国等に対して引き続き求めていくとともに、これらの課題解決に取り組んでまいります。

また、法令上求められる2020年4月の送配電事業の法的分離に向けては、中立性の確保を前提に、送配電事業については分社化し、電気事業・ガス事業を含めた総合エネルギー事業については引き続き一体で推進することを志向し、具体的な体制検討を進めてまいります。

〈株主(1名)からのご提案(第21号議案から第24号議案まで)〉

第21号議案から第24号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、837,479個であります。

第21号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第53条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

原発に過酷事故が発生すると広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定され株主利益を著しく棄損するだけでなく将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。関電は脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。

電力需要抑制の取組みを強化し代替電源の確保に努めた上で必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合も万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

また原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源であり依然として経営リスクをもたらしていることから、関電は事態を直視し国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めると共に本提案を実行し十分な説明責任を果たすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（41頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全性の向上に取り組んでおり、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となるしくみが導入されております。なお、当社としては、国や事業者間の負担のあり方を一層明確化するための見直しを引き続き求めてまいります。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、エネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示され、国において処分地選定に向けた検討が進められており、今後、国が科学的特性マップを提示し、それを契機に全国各地で対話活動を進めるとされております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携してまいります。

第22号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 (安全文化の醸成)

第54条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、平成16年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を通じて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

平成26年8月には、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を通じて、将来世代まで引き継いでいく原子力安全に係る理念を社内規程として明文化したうえで、原子力安全に関する取組みを実践し、安全文化の発展に努めております。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第23号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

〔第1章 総則〕に以下の条文を追加する。

(再就職受入の制限)

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

第24号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用)

第20条 本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

▼提案の理由

関電が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。そして、経営の客観性及び透明性を高めるため取締役のうち社外取締役を過半数とし、経営監督機能向上のために指名委員会等設置会社への移行も視野に入れるべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化しております。

また、取締役候補者の指名については、より客観性・透明性を確保できるよう、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

現下の経営課題に対処していくため、第2号議案として提案させていただいている14名の候補者の選任が最適であり、本提案のように規定を変更する必要はないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第25号議案)〉

第25号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

第25号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発依存と安全性の確保)

第55条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(41頁)に記載のとおり、安全確保を大前提に、原子力発電については、引き続き活用してまいります。

火力発電については、電源入札や相生発電所での天然ガス利用を実施しており、今後もグループ全体で競争力のある火力電源の開発・導入を管内・管外において進めてまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を推進してまいります。

以 上

【議決権の行使についてのご案内】

1. ご出席いただける場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただける場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

2. ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、29頁から60頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権の行使

- a. 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- b. 書面による議決権の行使は、株主総会前日（平成29年6月27日（火曜日））の午後5時30分到着分までの受付とさせていただきます。

(2) インターネット等による議決権の行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

4. 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5. 相反する議案の取扱い

第1号議案と第10号議案は相反する関係にあります。したがって、第1号議案および第10号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号議案および第10号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権の行使について

(1) 議決権行使サイトのご案内

- a. 当社の指定する議決権行使サイト：<http://www.evote.jp/>
- b. 利用環境の制限

当サイトは、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話サービス（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）を用いたインターネットのみでご利用いただけます。

なお、当サイトをご利用いただく際のプロバイダへのインターネット接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

〔携帯電話について〕

上記サービスが利用可能の場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございます。（セキュリティ確保のため、TLS通信（暗号化通信）および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しております。）

〔注〕「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) 議決権行使期限

株主総会前日（平成29年6月27日（火曜日））の午後5時30分まで受付させていただきます。

なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- a. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合

到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

- b. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合

最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 「ログインID」および「仮パスワード」についてのご注意

- a. 「ログインID」および「仮パスワード」の記載場所

同封の議決権行使書用紙に記載しております。

- b. パスワードの変更について

株主さま以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

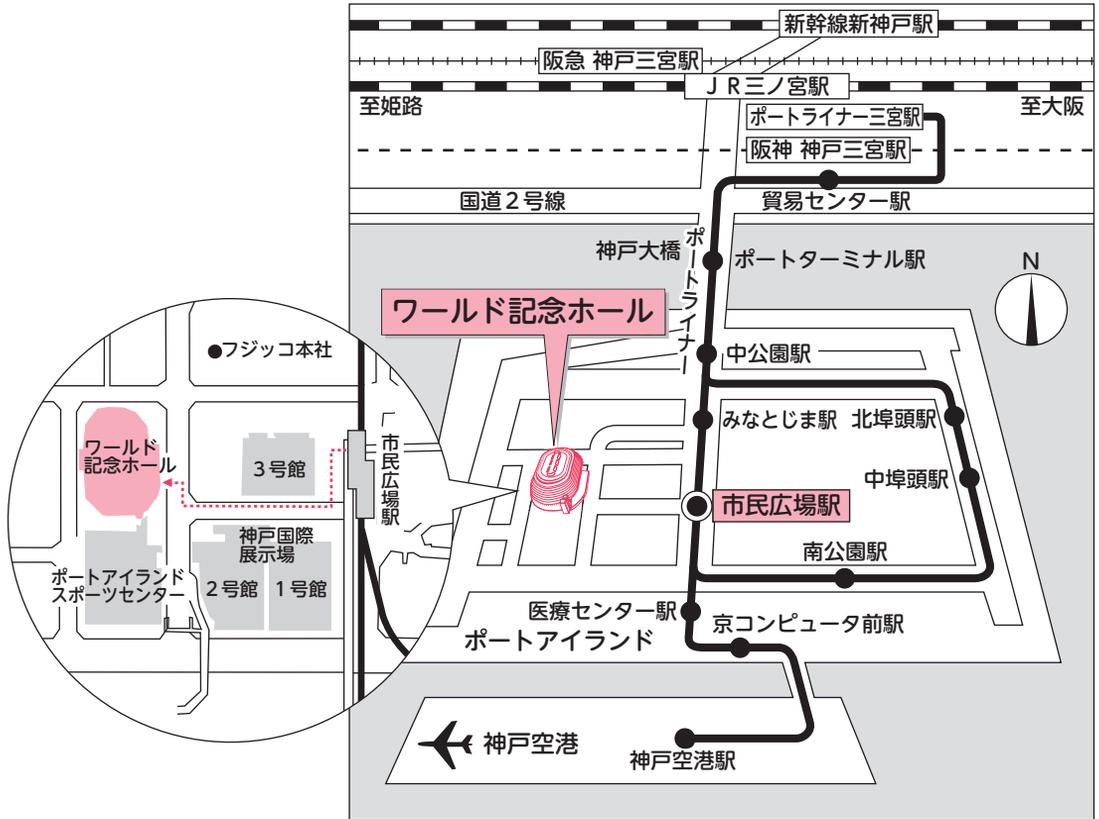
2. 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以上

<株主総会会場ご案内>

神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2
会場 **ワールド記念ホール**



○会場には駐車場、駐輪場がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

■最寄り駅：神戸新交通ポートライナー「市民広場（コンベンションセンター）」駅から、西へ徒歩約3分

※ポートライナー「三宮」駅から所要約10分

※<神戸空港方面行>、<京コンピュータ前方面行>、<北埠頭方面行>、<中埠頭方面行>のいずれにご乗車されましても、「市民広場（コンベンションセンター）」駅にて下車いただけます。

